

# 姫路市立高岡西小学校いじめ防止基本方針

姫路市立高岡西小学校

## 1 本校の方針

本校は、「心を磨く子 知恵を拓く子 体を鍛える子」を教育目標に掲げ、「子供達一人一人の瞳がきらきら輝く学校」づくりを目指している。生活指導においては、学校生活を楽しく豊かなものにするために「自己有用感の育成」をテーマに基本的な生活習慣や集団生活におけるルールやマナーの定着を図るとともに、児童一人一人が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる学校づくりを目指している。そのためにも、いじめの未然防止は不可欠である。そこで、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、いじめが発生した場合は適切かつ組織的に対応し、速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけあいであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切である。

## 3 基本的な考え方

生活指導において、児童に対する指導・支援方法を具体的に示し、教職員間が共通理解できる仕組みを構成することで、指導支援の効果の向上につなげている。

いじめに対する基本的認識としては次の通りである。

- ・いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ・いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

そして、「いじめのない学校」を目指し、以下の指導体制を構築し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

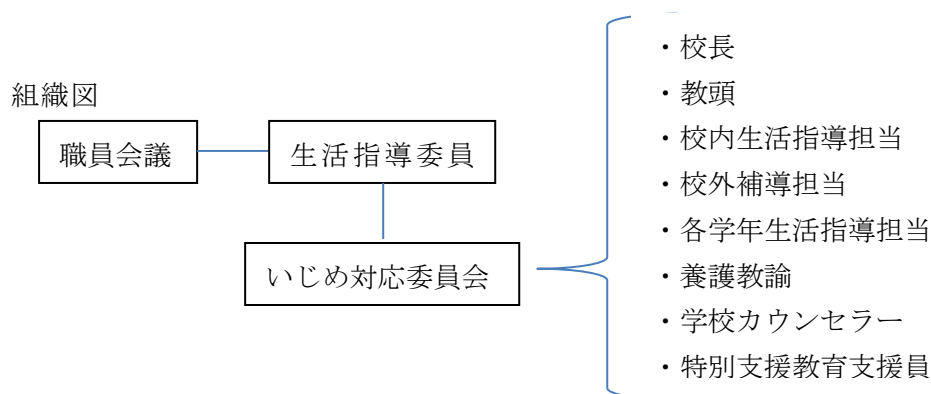
#### 4 いじめ防止等に関する取組について

##### (1) いじめ対応委員会校内組織

###### ○構成

校長、教頭、生活指導担当、校外補導担当、学年生活指導担当、養護教諭

(構成については基本的に生活指導委員会に準ずるが、状況に応じて関係職員も参加)



###### ○具体的役割

###### 【管理職（校長・教頭）】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく指導体制づくり
- ・いじめは、人間として絶対に許されないという姿勢の堅持
- ・家庭・地域社会との連携

【いじめ対応委員会】

※原則学期に一回、生活指導委員会後実施する。（状況に応じて臨時に実施）

- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ・年間指導計画の作成・実施・改善
- ・校内研修等の企画・実施
- ・配慮を要する児童の支援方針検討
- ・アンケート結果の分析
- ・スクールカウンセラー、民生委員・児童委員との連携
- ・事実関係の把握といじめか否かの判断
- ・児童生徒に対する指導体制・対応方針の決定

○年間指導計画

| 学期  | 月   | 生活指導                        | いじめ対応                    |
|-----|-----|-----------------------------|--------------------------|
| 一学期 | 4月  | 生活指導委員会指導方針・計画作成<br>生活指導委員会 | いじめ対応委員会指導方針・計画作成        |
|     | 5月  | 生活指導委員会                     | いじめ対応委員会                 |
|     | 6月  | 生活指導委員会                     | 生活アンケート<br>個人面談、ライフスキル教育 |
|     | 7月  | 生活指導委員会                     | 個人懇談（保護者）                |
|     | 8月  | 生活指導委員会                     |                          |
| 二学期 | 9月  | 生活指導委員会                     | いじめ対応委員会                 |
|     | 10月 | 生活指導委員会                     | ライフスキル教育                 |
|     | 11月 | 生活指導委員会                     | 生活アンケート<br>個人面談          |
|     | 12月 | 生活指導委員会                     | 個人懇談（保護者・希望制）            |
| 三学期 | 1月  | 生活指導委員会                     | いじめ対応委員会<br>ライフスキル教育     |
|     | 2月  | 生活指導委員会                     | 生活アンケート<br>個人面談          |
|     | 3月  | 生活指導委員会<br>まとめ・反省           |                          |

## ○学校評価への位置づけ

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

## (2) 未然防止

### ① 学校の全教育活動を通した豊かな心の育成

未来を担う児童生徒に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたっては、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道德教育の要となる「道德の時間」を充実させることが重要である。「道德の時間」ではライフスキル教育の『考える⇄気づく⇄行動する』サイクルを取り入れた活動を行う。

また、自他の大切さを認め合い尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、自己の能力を生かした社会的自立の基礎を育む。

### ② 自尊感情・自己有用感の育成

家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童生徒の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、児童生徒の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

### ③ 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、児童生徒一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童生徒の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ＩＣＴ機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童生徒同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

### ④ 小中一貫教育の推進

本市が作成した小中一貫教育標準カリキュラムを活用し、小中学校の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で子供たちを育成する取組を進める。

### ⑤ 異種校種間の推進

幼稚園等と小学校間や小・中・高等学校の連携により、配慮を要する児童の情報を引き継ぎ、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの事案への対処について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童の理解を深める。

#### ⑥ 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童生徒理解を深める。

なお、体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

#### ⑦ 指導上の注意

学校としての配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### （３） 早期発見

#### ① 児童生徒の実態把握

少なくとも学期に１回のアンケート調査と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童生徒の様子を把握するとともに、スクールカウンセラー等や養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知する取組を進める。

アンケート調査については生徒が記入しやすい形態で実施する。

#### ② 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラー等と連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、メンタルルームや保健室等を活用し、児童生徒が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラー等や養護教諭との情報連携を進める。

##### ア スクールカウンセラー等の活用

児童生徒や保護者にカウンセリングを実施し、児童生徒の不安の軽減や保護者の児童生徒理解の深化を図る。

##### イ 養護教諭との連携

養護教諭は、問題を抱えている児童生徒と保健室で関わることが多い。そこで、担任やスクールカウンセラー等、生徒指導委員会等の校内組織との連携を日常的に行える仕組みづくりを進める。

##### ウ スクールソーシャルワーカー等の活用

学校だけでなく解決が困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

### （４） 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、法第２３条第１項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、いじめの情報を得た時には、学校長は、迅速にいじめ対応チームを招集し、以下の点に留意して組織的に対応する。

#### ① 正確な事実把握

ア 当事者双方及び周りの児童生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。

- イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
- ② 指導体制、方針の決定
  - ア 指導のねらいを明確にする。
  - イ 全ての教職員の共通理解を図る。
  - ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
  - エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。
- ③ 児童生徒への指導・支援
  - ア いじめを受けた児童生徒や、情報を提供した児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
  - イ いじめを行った児童生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、その子の成長につながるような働きかけを行う。
  - ウ いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒との関係修復の場を設定する。
  - エ はやしたてる等の同調する周辺の児童生徒に対し、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
  - オ いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ④ 保護者との連携
  - ア いじめを受けた児童の保護者
    - 面談により、具体的な事実を伝えとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。
  - イ いじめを行った児童の保護者
    - 面談により、学校の調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。
- ⑤ 事後の対応
  - ア スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。
  - イ いじめを受けた児童生徒の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
  - ウ 心の教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
  - エ 関係児童生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
  - オ いじめを行った児童生徒の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。
- ⑥ いじめの解消について
  - 単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つ要件が満たされていることを確認する。
  - ア 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続している。
  - イ いじめの行為をうけた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等で確認させていること。

## **(５) インターネットを通じて行われるいじめへの対応**

教職員は、インターネットや携帯電話等の特殊性による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

さらに、学校は、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保・児童生徒からの聴き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

## **(６) 家庭や地域社会との連携**

### **① 家庭や地域社会への啓発**

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、ホームページや学校だより等に学校いじめ防止基本方針を掲載するとともに、相談窓口や連絡体制の周知を図る。

### **② 家庭や地域社会からの協力**

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。

## **(７) 関係機関との連携**

### **① 警察との連携**

管理職や生徒指導担当教員等を中心に、地域の交番等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。

### **② 福祉機関との連携**

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

### **③ 法務局との連携**

「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。

### **④ 医療機関との連携**

いじめを受けた児童生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

### (2) 学校による調査

#### ① 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会へ事態発生について報告する。

#### ② 調査を行うための組織

本校に設置している「いじめ対応委員会」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加え、調査を行う。教育委員会が主体となる場合は「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

#### ③ 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校は事実にはっきりと向き合う姿勢をもつ。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

⑤ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

⑥ 調査結果の報告

学校は、調査結果について教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## 6 いじめの防止等の検証及び見直し

### （１） 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、姫路市教育委員会に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しをする。

### （２） 総合的な検証

この基本方針については、おおむね 1 年後を目途に職員会議において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。